

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 職員に占める女性の割合（各年度 4 月 1 日現在）

区分	R3	R4	R5	R6	R7
全体	27.5%	28.8%	29.5%	30.3%	30.8%
一般事務職	32.8%	34.7%	34.4%	36.7%	35.7%
技術・その他の職	22.3%	22.8%	25.6%	23.5%	26.9%

※ 市町村等への派遣職員、任期付職員、国等からの割愛採用職員及び再任用職員（常勤職員に限る。）を含んでいること。

2 採用した職員に占める女性の割合（各年度 4 月 1 日現在）

区分	R3	R4	R5	R6	R7
全体	48.3%	54.2%	46.5%	43.4%	46.7%
一般事務職	51.5%	57.7%	41.6%	42.1%	49.3%
技術・その他の職	44.2%	46.7%	48.1%	44.9%	44.1%

※ 国等からの割愛採用職員及び復興事業等に従事する任期付職員を除いていること。

3 男女別の育児休業取得率

性別	R2	R3	R4 ^{※2}	R5	R6
男性	36.8%	46.8%	78.8%	97.4%	98.7%
女性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 令和 2～3 年度の取得率は、各年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち、実際に育児休業を取得した職員の割合であること。

※2 令和 4 年度の取得率から、総務省による勤務条件等調査と同様に算出した割合となっており、令和 3 年度以前の集計方法と異なること。

4 男性の育児休業等の取得率

R2	R3	R4	R5	R6
96.5%	97.5%	98.5%	96.1%	98.7%

※ 各年度中に配偶者が出産した男性職員のうち、育児休業、部分休業、育児短時間勤務、配偶者出産休暇、男性職員の育児休暇のいずれかを取得した男性職員の割合であること。

5 年次休暇の取得率

R2	R3	R4	R5	R6
62.8%	66.2%	65.7%	73.8%	72.5%

※ 各年1月～12月における知事部局職員に係る実績値であること。

6 職員一人当たりの超過勤務時間^{※1}

R2	R3	R4 ^{※2}	R5 ^{※3}	R6 ^{※4}
15.5 時間/月	15.6 時間/月	16.1 時間/月	13.8 時間/月	14.8 時間/月

※1 各年度における知事部局職員に係る実績値であること。

※2 新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）による新規感染者数の急増に伴う対応や、年度後半の物価高騰対策に係る対応等により、超過勤務が増加したもの。

※3 物価高騰対策等により超過勤務時間が増加した組織があるものの、新型コロナウイルス感染症の5類移行後に伴う対策業務の縮小や、これまでの業務の効率化や働き方改革の推進などにより、超過勤務が減少したもの。

※4 これまで進めてきた業務の効率化や働き方改革の推進等による減少効果が見られたものの、高病原性鳥インフルエンザや大船渡市林野火災など、複数発生した危機管理事案への対応により、超過勤務が増加したもの。

7 管理的地位（本県総括課長級以上）にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

R3	R4	R5	R6	R7
9.5%	10.1%	11.8%	13.5%	15.1%

※ 「管理的地位」とは、本県における総括課長以上の職位にある職員であるもの。

（注） 上記5及び6を除き、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び企業局に勤務する職員を対象として算出した数値であること。

【問合せ先】 総務部人事課（019-629-5073）